



(健Ⅱ58F)

令和2年4月21日

都道府県医師会

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象等の考え方等につきましては、令和2年4月3日付け（健Ⅱ9F）をもってご連絡申し上げたところです。

その後、同感染症の患者が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされ、あらためて各都道府県に対して、積極的に宿泊療養の事前準備に着手するよう依頼がなされておりますので情報提供させていただきます。

同事務連絡においては、宿泊療養時の生活支援（食事の提供・回収など）に係る自衛隊による支援等について、必要に応じて調整するよう依頼しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、各都道府県等に設置の会議等において、上記体制移行等の相談があった際には、地域の実情に応じた支援体制の構築に向け、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げますとともに、関係医療機関等に対してご周知賜りますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 17 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{政令指定都市} \end{array} \right]$ 観光部（局） 御中

各 都道府県 危機管理部局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（医政局長）
総務省自治行政局公務員部長
観光庁次長
防衛省統合幕僚監部総括官

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養の実施に向けた支援について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養（以下「宿泊療養」という。）については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日）及び「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）をお示しし、準備を進めるよう依頼したところです。これを受けて、既に一部の都道府県において、宿泊療養が開始されています。

新型コロナウイルスの感染者が、全国的に増加傾向にあり、医療提供体制が逼迫し始めている中であって、病床の更なる確保に取り組むとともに、限られた医療資源の有効活用の観点から重症者を優先する医療体制へ移行するため、宿泊療養を行うことは重要です。

したがって、各都道府県におかれては、積極的に宿泊療養の事前準備に着手されますようお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内の宿泊施設の確保状況や宿泊施設の運営状況について、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部（宿泊支援チーム）までご報告いただくようお願いいたします。

今般、関係省庁が連携して、各都道府県の宿泊施設の確保に向けた全面的な支援や運営にあたっての相談、技術的助言などを行っていくこととし、別添のとおり

り事務フロー図を整理しましたので、ご参照ください。

なお、宿泊療養に係る費用については、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において記載されている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」（担当：厚生労働省）及び「新型コロナウイルス感染症対応地域臨時交付金（仮称）」（担当：内閣府）により措置することとしています。

さらに、宿泊療養の実施において、軽症者等の生活支援（食事の提供・回収など）について、必要があれば、自衛隊が一定期間要員派遣を行い技術指導も含めた支援を行っています。具体的な要請にあたっては、災害派遣の手続きにのっとり、各都道府県の災害派遣要請の窓口となっている自衛隊の部隊又は各都道府県に派遣されている自衛隊の部隊の連絡調整要員と調整して頂くよう、お願いいたします。

(お問い合わせ先)

〈厚生労働省〉

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部宿泊支援チーム
吉岡、米倉、伊藤、戸田

TEL : 03-5253-1111 (内線 8653、8753)

〈総務省〉

○総務省自治行政局地域政策課 石黒、岡本

TEL 03-5253-5523、03-5253-5230

〈観光庁〉

○観光庁観光産業課 高築

TEL : 03-5253-8330

〈防衛省〉

○防衛省統合幕僚監部参事官付災害派遣・国民保護班
上野、三宮

TEL : 03-3268-3111 (内線 30950、30951)

軽症者・無症状者向けホテル等への確保要請から入室・退去までのフロー図

